

「自己決定」概念の再検討

—変革期にある社会福祉への一視角—

在 原 理 恵

Reconsideration of the concept of "Self-Determination"

—a view point to the social welfare reformation—

Rie Arihara

近年、利用者の「自己選択」「自己決定」の承認を前提とした社会福祉基礎構造改革が進み、多様な福祉サービス供給主体が登場し、社会福祉が社会福祉たる所以の根幹が一層曖昧になってきている。しかし、本来社会福祉は、社会の側にある一定の基準を含み、個人の生への介入を通じて価値を限定し、誘導する可能性をもつものであることは否めず、個人と社会の価値対立の問題に対する社会福祉の姿勢としては、「自己決定」の追求のみでは全く不充分である。<当事者の自己決定とそれを保障しサポートする福祉従事者>という構図の整備のみでは、その決定に応答する無数の<関係>を生活の場面に生み出していくことができないために、福祉という特別枠の弊害を乗り越えることができず、真の意味での<存在の尊重>に近づくことができない。よって、その問題点を乗り越える方向を提示し、変革期にある社会福祉の重要な観点として提起する。

キーワード　自己決定の危険な側面、存在の尊重

はじめに

社会福祉基礎構造改革が進む中、営利企業やNPOなどの新たなサービス供給主体が登場し、社会福祉が社会福祉たる所以の根幹がより一層曖昧になってきている状況において、社会福祉独自の領域や存在意義が混乱し、その解明への希求が高まっている¹⁾。先に成立した社会福祉法においては、利用者は「自らの意思と責任において、利用したいサービスを選択」²⁾ できることが強調されている。しかし、介護保険も開始されて半年が経ち、ケアプラン見直しの時期を迎えると同時に、第1号被保険者からの保険料の半額徴収も始まってしまっており、メディアからは、「貧乏人は早く死ねと

いうことか」という高齢者達の悲痛な声が盛んに聞こえている。社会福祉サービスを必要とする対象の普遍的広がりなどを理由に、措置制度はもはや「今の時代に合わなくなってきた」³⁾と言ひながら実現しようとしたものは、いったいどんな理念に基づくものだったのだろうか、と問わずには済ますことはできない現状である。

歴史的な社会福祉制度の大転換期にあり、我々は、「自己選択」や「自己決定」という概念を重要視してきた。しかしながらその言葉は、一人一人にとっての意味と成り得なければ、財政的論理やあらゆる政治にからめとられてしまう危険と隣り合わせでもある。社会福祉と関連したところに

ある「自己決定」についての分かり易い言説を期待する時、我々は利用者と援助者の行為の及ぶ範囲での解決策を知ることが最も（もっと言えば、唯一）必要で有効なのだ、という狭い見地に縛られているかもしれないことに気づかざるをえない。そこにおいて「自己決定」は、我々が保障すべきであると同時に、保障し得る範囲のものとしてある。つまり、そこにある<特別な枠組み>自体と、<自己決定を保障する我々の側の優位>とが、問われぬまま残されている。それは、自己決定がいかなる意味で重要であるのかという一人一人にとっての意味としての普遍的な広がりと深まりをもたず、人々が互いに尊重しあうべき原理としての「自己決定」をひとつの前提とした、「文化」の醸成へと向かう可能性が開かれていないことを意味している。つまり、福祉の特別な枠組みを超越し、万人の良き生へと根を張る、形式や機能ではなく意味としての「自己決定」にはなり得ないのである。

社会福祉が「ニーズ」や「福祉問題」を見定めていく段階において、一定のカテゴライズ作用をもって人々を区分する側面をもつことは避け難く、個人の生への何らかの介入のしかたによって価値を限定し、誘導する可能性をもつものでもあることは否めない。「普通」や「人間らしさ」などの概念さえ、それが当事者不在の押し付けである時、有意義なものでなくなる可能性は確かにある。その中で生じてきた<存在の非尊重>とも言える事柄への反省（多くは当事者によって糾弾されることから始まった）から、「当事者の声を聞く」ことの重要性は疑う余地なく、一定の承認を得ている。そしてそれは、パトナリスティックな介入への警告であるばかりでなく、社会福祉のありようそのものを修正する可能性を持っているのではないだろうか。その時「当事者」とは、例えば「障害者」のような、ある一定の属性をもつ

一部の少数者だけではあり得ない。<当事者の自己決定とそれを保障しサポートする福祉従事者>という構図の追究のみでは、社会福祉の特別な枠組みの弊害を乗り越えることができないのである。

本稿は、社会福祉が採用する概念に内在する問題の一部を、「自己決定」に関する捉え方の検討を通じて明らかにし、社会福祉の変革における重要な観点として、「自己決定」を支える基盤の重要性について考察することを目的とする。まず1において、「自己決定」概念を取り上げることの社会福祉における意義を明らかにしたうえで、2では、「自己決定」概念の危険な側面について検討し、その問題点を乗り越えていく方向を提示したい。そして3において、2で提示した方向が、変革期の社会福祉においていかに重要であるかを明らかにしよう。

1 「自己決定」概念を問うことの社会福祉における意義

利用者の主体性を重視するという方向は、近年の社会福祉基礎構造改革における「利用者選択権」の承認を前提とした法の成立、あるいは改正によって、一定の形を得ようとしている。「利用者選択権」は、「契約自由の原則を社会福祉の利用という局面に適用したところに成立した」⁴⁾のであるから、そこには必ず「自己決定と自己責任」が一体のものとしてある契約システムが導入される。そこで、サービス利用者が不利益をこうむることを防止するための機能として、新しい成年後見制度や地域福祉権利擁護事業⁵⁾が開始され、「判断能力が不充分な人々」の「自己決定」を支えていく援助が制度化されてきている。しかし、「自己選択」や「自己決定」を重要視しつつ、それへの支援も位置付けたこの改革の方向が、決して万能なわけではない。

ここで問題となるのは、一連の改革が発するメッセージは、個人と社会の価値の対立を「自己決定」によって乗り越えようとしている、あるいは乗り越えられるという幻想を補強する役割を果たしていることである。例えば、1988年6月に中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会が発表した「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」のⅡ改革の理念においては、「自己決定」という用語こそ用いていないが、自立した個人として経済活動の中に位置付けられた者の「需要」や「選択」を通じて社会福祉をより良いものにしていくという方向が表明されている。「③多様な主体の参入促進－利用者の幅広い需要にこたえるためにはさまざまなサービスが必要であることから、それぞれの主体の性格、役割等に配慮しつつ、多様なサービス提供主体の参入を促進する。」「④質と効率性の向上－サービスの内容や費用負担について、国民の信頼と納得が得られるよう、政府による規制を強化するのではなく、社会福祉従事者の専門性の向上や、サービスに関する情報の公開などを進めるとともに、利用者の選択を通じた適正な競争を促進するなど、市場原理を活用することにより、サービスの質と効率性の向上を促す。」⁶⁾
(下線は筆者)

しかし、本来社会福祉は、「公正」や「平等」などの価値のもとに、個人の側にあるものとは別の何らかの基準を持たざるをえないものとしてある⁷⁾。社会福祉は被援助者の視点に立つという命題を持っているにもかかわらず、実際には、被援助者の欲求や意思に全て応えられるというものではない以上、個人の「自由・自己決定」に対して何らかの制約を与えるにはおかないのである。この改革の趣旨に沿って、形式的な「自己決定」という形が「契約」によって保障されるとしても、その意味での制約がなくなるわけではなく、「公正」や「平等」の代わりに「経済効率」という価

値が個々人に抑圧的に作用する可能性はあるし、むしろその抑圧が「自己責任」の名のもとに顕在化にくくなるかもしれない。

また、上記の社会福祉における制約的側面を踏まえるならば、少なくとも社会福祉が保障できうる現実の「自己選択」や「自己決定」は、部分的かつ制限付きでしかあり得ないことは明らかである。介護保険においても、予め要介護認定に基づいた利用限度額が設定された上で、原則的にはその枠内でのケアプランが立てられる仕組みになっているし、そもそも一割負担の重さから利用限度額いっぱい利用する人は少数派だと言われている⁸⁾。

つまり、社会福祉における「自己決定」の問題は、＜個々の決定＞とそれに＜対峙する社会福祉＞という構図だけでは越えられない問題を本質的に内在させているのであり、パターナリストティックな介入を自重し、判断能力が不充分とされた主体への支援体制を整えたとしても決して充分ではないのである。よって、「自己決定」概念の吟味は、その決定を実現する＜場＞、すなわち、その決定を意味あるものとして実体化させることのできる＜関係＞のあり方を考察することへつながる。社会福祉とは、社会の側にある基準を用いて個人の生に介入していく性質のものであるからこそ、その＜社会の側にある基準＞や＜価値＞の創造を担っていく＜場＞が個々人と有機的につながっていく可能性を追究していかねばならないのである。多様な個人の在り方を尊重する為に一定の有効性をもつことが承認された概念だとしても、その軽率な拡大適用は一つの「ゴール」として人々を制約し始める可能性がある⁹⁾。「自己決定」も、決して例外ではない。もちろんこのことは、短絡的に「自己決定」の重要さの否定へつながるものであってはならない。

以上、「自己決定」を問うことの社会福祉における意義について明らかにした。以下では、「自

「自己決定」に関する様々な捉え方を吟味し、「自己決定」を真の「存在の尊重」の為に機能させる方法を探る。

2 「自己決定」する「自己」の再検討

「当事者の声」への注目は依然として高まりつづけてはいるが¹⁰⁾、専門家主義を相対化するという意味以外の部分の意義は充分に深められていない。2では、「自己決定」をめぐる言説の検討を通じて、「当事者の声」の中にさえ潜んでいる矛盾を捉え、「自己決定」する「当事者」という「自己」の絶対視を相対化した上で、「存在の尊重」のための「自己決定」の可能性を提示する。

(1) 「自己決定能力」によって新たな線引きをしてしまう可能性

1970年代の障害者運動の思想的核として「能力主義の否定」があった。当時の障害者解放運動を中心的な存在として先導していた「青い芝の会」は、現代社会とそこに生きる一人一人の内なる優生思想に挑むメッセージを送り続けた。「生産第一主義の現代社会は、その社会構造ゆえに、生産活動に従事できる人間にのみその存在価値を与えている。その社会にあっては、非生産者である障害者はその存在を否定され、余計な存在と見なされるのである」(横田〔1974:26〕)。この現代社会においては「能力」は「所有」に結びつくものとしてある。何かが「できる」という能力は、それによって作り出した物の所有や、それに見合った応分の所有と結びつき、そこにはその所有物に対する当人の権利が発生している。つまり、「所有」は直接「権利」に結びつく。そして、能力と切り離せない身体もまた、自己の所有物とされている。そこでは身体に障害があることは、能力の低い身体を所有しているということであり、その身体によって生み出せるものは少なく、正当に所有でき得

るもののが必然的に限られてくる。そのことは、生きる権利の否定にさえ、つながっていくのである。その意味において、能力主義の否定は、障害を持つつつ生きることの肯定であったのである¹¹⁾。

70年代の障害者運動は、存在を抹消の対象とされることに対して、社会を構成するひとりひとりの「内なる優生思想」を糾弾し続けた¹²⁾。そして90年代の自立生活運動は、「自己選択、自己決定、自己管理」に徹底的にこだわってきた。障害のある身体が何も所有できないとされても、自己に残るものとして「意志」があった。つまり、意志があることによって決定権があり、介助者などを所有できるということが主張された。この主張は当然、自己の人生を他者による管理と抑圧から奪い返すという積極的な意味と意義があったはずである。しかし、皮肉なことにここでも、決定できる能力、管理できる能力が問われることになってしまったことを指摘する者は多く、示唆的である。「障害者の『自立』は『自己決定』を重視するあまり、自己決定の困難な「障害者」を対象外としてしまう」¹³⁾「自己決定権論は結果として『決定する自己』、『決定しなければならない自己』、さらに『決定すべき自己』という[存在者]を私たちの時代の中に浮上させた」¹⁴⁾。

自由の為に追い求めた「自己決定権」が、人間の「在るべき、望ましい姿」を規定し始め、そうでない者との間に新たな区分線を引く可能性がある。無自覚に「障害当事者」と呼んでみても、そこからは障害者全体を適切に代表した声が聞こえてくるわけではないからである¹⁵⁾。「自己決定が大切なものである」ことが「自己決定能力が人であることの条件である」へと簡単に転化してしまう危険を孕んでいる（脳死からの移植の問題に顕著に見て取れる）ことに対しては、最大限の注意を払わなくてはならない。もちろんここでは、「自己決定権」を主張した者達の落ち度を指摘し

たいわけでは断じてない。己を守るための手段によって、他者と引き裂かれてしまうようになってい構造を乗り越えることが目指されなくてはならない。

「障害者」と呼ばれるもの同士の中にも区分線が引かれるという構図のみが問題ではないことを次に見る。

(2) 「自己決定」が他者の存在を抑圧してしまう可能性

一般に「～への自由」という形で扱われるような、各々の自由の積極的な側面が、個々別々に自分勝手に追求されるならば、立場や利害を異にする者同士のそれが衝突し、傷つけ合う場が生じることは想像に難くない。以下でその具体的な形態を明らかにする。

まず第一に、「自己決定」という名のもとに、本人が自己の一部であると錯覚しがちなものの、しかしそうではないもの、あるいはそうではないとも言えるものの存在を否定してしまう場合がある。出生前診断による選択的人工妊娠中絶をはじめ、親が障害児の将来を悲観して殺すこと、あるいは心中を選ぶことなどがその例である。自己の範囲はどこまでか、「自己決定」が及んでしかるべき範囲はどこまでか、という問のたて方をすれば、そこでは必ず「他者」との境界線が明確に立ち現れ、両者の対立を惹き起こす可能性を伴う。

実際、「産む・産まないは女（わたし）が決める」というウーマン・リブの主張は、優生保護法を用いた国家によって、あるいは家という制度によって、または男性社会によって、産む性であることを押し付けられている状況に抗する為のものであったのだが、殺されるかもしれない存在としての胎児の立場にたつ障害者団体によって攻撃を受けた。

そして第二に、直接的に他者に危害を加える

「自己決定」ではなくても、その決定が何らかの価値を否定するものである時、その決定を認め正当化するということは、その価値の否定と同義であり、そのことが他者の存在の否定と抑圧につながる場合がある。脳性麻痺者の横田弘は、そのような形をとった存在の否定に対し、次のように抗議する。「このまえアメリカかな、どっかで、手足が全く利かない女の人が、『自分で涙をふくこともできない、これは人間の尊厳に関わることだ、生きていてもしょうがない』と安楽死をやっちゃった事件があった。それをもし尊厳死だということで認めたら、僕たちはとても生きていけない。自分で涙をふけないことが精神的苦痛だとしたら、トイレに行けないことはある意味で涙よりも精神的苦痛なんだよ。…(略)…介助者つかまえて便器までつれてってもらってるわけですよ。これが精神的苦痛なら、僕は生きていられないよ」（横田〔1995〕）。

この主張は、その具体的な事態に遭遇している当事者の「安楽」を、すべての価値判断の基点に位置付けることの問題を伝えている。なんらかの行動が前提とする価値の問題まで含めれば、完全に自己にしか関わらない決定などはないと言えるだろう。

ここでは、弱い立場にある者が窮地に追い込まれた末にくだす「自己決定」が、より弱い立場にある者を苦しめる結果になる場合を明らかにした。決定する側の責任追及という経路では、問題解決の糸口は見つかるではなく、弱い立場にある者同士が対立させられてしまう。その構図自体が問題化される必要がある¹⁶⁾。それが、「自己決定」の名のもとに、存在が巧妙に抑圧されるひとつの形なのである。

(3) <存在の尊重>のための「自己決定」とは

社会福祉が当事者の「自己決定」を重要視していくことは、過去の負の遺産を真摯に受け止めるならば正当なものとならざるをえない。しかし、これまで1) と2)において、存在を他者の侵入から守るために手段として「自己決定」を用いることによってく被差別者同士が対立させられてしまう構図>を明らかにした。「自己決定」を擁護する主張の内部には、権力の取引とも言える態度が入り込んでいる場合が多く、注意が必要である。それは次のことを意味する。決定できる能力（意志）を持っていること、決定する権利を手に入れること、それが抑圧者への同化を意味する「平等化」、あるいは政治的な差異化による「特権化」である時、権力の非対称性自体はそのままで、境界線が移動したに過ぎないため、存在への暴力が作動してしまう土俵を無効化することはできないのである。つまり、「自己決定」が、関係の吟味を置き去りにしたままで、一方の権利の主張としてある時、周囲の他者との分断や対立が生じ、<存在の非尊重>へと作動する装置にもなり得るということである。もちろんこのことが、「自己決定」がその存在を尊重することの重要な一部であるということを否定するものでないことを再度強調したうえで、「自己決定」を<存在の尊重>の方向に機能させるために必要なことは何かを検討する。

自立生活¹⁷⁾を20年以上続ける重度脳性麻痺者である小佐野彰は、「自己決定」することが自立の重要な要件であり得るとしても、それだけでなく、「関係の中でそこにいることに意味がある」という側面の重要性を指摘している。「最近『自己決定権』という言葉が流っているかもしれないけど、それは、『始めから在るもので、それが侵害されている』といったことだけでは考え切れないこともあるって、…（略）…その人自身がどうしたいか、ということがちゃんと実現され、保障

される、という側面も大切なわけですが、もうひとつ別の側面として、『自立』って社会的なものであって、どんな人でもその他の廻りの人との関係の中で、そこにいることに意味があるということ、そういうことが認め合えるということが『自立』じゃないか、と僕は思っています。」（小佐野（1998：79-80））これは、「自己決定」の追求だけでは不充分な部分があり、そこにこそ「障害者」と「健常者」という区分を乗り越え得る可能性があるという主張である。自己の「存在」と「自己決定」による主張が、それを取り巻く他者によって、まさに意味を持ったものとして受け止められ、応答される具体的な<場>としての<関係>あるいは<共同性>に注目する必要がある。

能力や権利といったタームに存在の重さを絡めとられ、敵対させされることを免れるには、双方が「生きた統合へと、この日常性へと、この重荷へと、この世界内在性へと所属すること」¹⁸⁾が必要である。<共同性の中で受容され応答されるものとしての自己決定>こそが重要であり、その基盤となる存在の共同性を育んでいくことが、眞の意味での<存在の尊重>へと繋がるのではないだろうか。機能としての、あるいは形式的な「自己決定」は、それに応えるための意味を創り出していく方向を重視しない点において、不充分なのである。この確認点を、社会福祉においてどのように活かしていくのか、次に考察する。

3 <存在の尊重>原理に基づく社会福祉の方向

2では、「自己決定」を尊重することの重要性に基づいてその決定を支えていくという観点の他に、もうひとつ重要な方向として、その決定を意味あるものとして応答する<場>としての<関係>を重視すべきであることを確認した。「自己決定」が保障されることによる権利の拡大、それ

自体はおおいに望ましいことであるが、「自己決定」を妨げる介入や関わりを完全否定したとしてもなお、眞の意味での<存在の尊重>を追求するのであれば、不充分なのである。以下、そのオルターナティブの内容としての<自己決定に応えるための一人一人の意味を創り出していくこと>の意味をより明確にし、それを踏まえ、大きな転換期にある社会福祉が重視すべき点を確認したい。

(1) 機能から自由な部分にこそある可能性

地域で自立生活を営む重度の障害を持つ人々が、もし仮に24時間の介助が必要だと自己申告したとしても、当然実際には、介助者が別の部屋で待機するような時間もそこに含まれている場合が多い。それは、<呼べばすぐに来る>という機能だけではなく、<呼べばすぐ来るとろに介助者がいる>という<安心に裏付けられた自由>が保障されなくてはならないということであり、その意味で、自立生活障害者にとって、巡回型のケアは受け容れがたいものとなる。もしかしたら、できる限り一人でいたい気分の日があるかもしれないし、何時間もの長電話の最中は介助者の手は必要ないかもしれないけれども、その時間分の介助者の保障は必要ないということにはならない。このことは、一日たりとも同じ日などないという不確定要素を多いに含んで個人の生活は展開しているのだ、という当たり前の事実を踏まえているにすぎない。ここで注目したいのは、「自己決定」を強調する運動を進めてきた、まさに同じ障害当事者達が、<点数化できる機能>以外の部分の意味も強調してきたということである。それはもちろん、介助していない時間の介助保障だけに止まるものではない。

2003年から開始される障害者福祉分野での「支援費支給方式」の導入によって、自立生活障害者の生活、そして介助者との関係はどのように変貌

していくのか、まだ明確に見えては來ない。しかし、介助者が手足である前に運動の同志であった時代から、<ケアする機能>以外の部分が非常に重視されてきた事実は示唆深い。例えば、ケア機能を備えた機械やロボットが生身の人間である介助者にとって変わることは、科学技術の進歩の点においては可能かもしれない。しかしそのような変化が、介助者の労力軽減やなるべく人に頼らないで生活することの大切さを、介助を受ける側に求める圧力でもあるならば、それをよしとしない考え方は確かにある。福祉機器や自助具に対しても、それを使用する人々から同じような意味での抵抗感が表明されている。「『福祉機器・自助具』を使うことは、社会全体として見ると、それは『介助のマンパワー、及び個人が必要とする量、内容の軽減』という介助する側の側面が大きくクローズアップされるという性質を持っています。あくまで一例としてですが、ある『多機能介護ベット』のテレビコマーシャルでの『介護する側のことを考えて作ったベットです』というコメントからもその内在しているものが読み取れます。この側面が『福祉機器・自助具』を使う際の障害者に、現社会の持っている『介助を受けていること』に対する『否定感』や『圧力感』を見出させてしまうのです。それに対する反発心から『福祉機器・自助具』を拒むことがあると思うのです。」(鈴木 (2000 : 9))

また、電動車椅子の使用をよしとしないという考え方も障害者運動家の中にはあった¹⁹⁾。障害という身体によって世界に関わる独自のあり方（例えば車椅子で移動する）を、健常者と呼ばれる者と共有する（車椅子を押させることによって）ことに積極的意味を見出すがゆえである。特定の専門家ではなく、一般の人々による介助者が誕生した背景には、当事者の自律性を阻む専門家の否定だけではなく、障害を持ちつつ社会で生きていく

ことの意義を、それを支える人々の身体を通して育んでいくという観点があったのではないだろうか。そこにあるのは、当事者の生きる権利の主張だけでなく、それに応答しようとする側に何らかの意味が生じてくる可能性の追求なのである。

一方、介護保険のスタートに伴い、経営の論理の中で効率を求められ、厳密に規定された介護する機能へと狭められた現場のありように対して、ヘルパーの戸惑いが聞こえてきている。「短時間のサービスが多く、移動の時間が多くなりました。また、サービス内容のわりに時間が短く、時間内で終わらせるのが精一杯です。」「今まで一緒におみそ汁を作ったり、洗濯物をたたみながらお話をしたり」という余裕があったのですが、コミュニケーションをとりにくく、自立に向けて『見守り』をする時間的余裕がなくなったと感じています。」（「サリバン」〔2000：8〕）これは、介護保険が始まって、何が大きく変わったかという問に対する現場のヘルパーの回答である。自己負担の重さからサービス利用を切り詰めなければならない利用者と、だからこそ採算を取るために、少人数で数をこなしていくことが求められるサービス事業者とケアスタッフというように、点数化できる機能のみを介在させる関係が生じてしまっていることが、人間的な両者の出会いを阻み、分断しているかのようである。

サービス利用者の「自己選択・自己決定」という機能が福祉制度の内に位置付けられても、それが充分機能するように補完する仕組みが整えられても、そのことだけでは、この社会で不利な立場にある存在を真の意味で尊重していくことを目指す時、決して充分ではない。第一に、福祉という特別枠が、その外側にいる人々と内側の人々との自由な出会いの可能性を狭めているかもしれない点においてであり、第二に、介護保険下のヘルパーの消耗感が示しているように、利用者の自己決

定という形式が保障されたとしても、点数化できる機能としてしか出会えない両者は、その関わりにおいて双方ともに疎外された状態におかれれる可能性においてである。点数化できない部分に、介護報酬には反映されない部分に、両者にとっての重要な意味が生じる可能性は高い。枠組や機能から自由である部分にこそ、＜保障される権利＞ではなく、＜応答し合う中に生じる権利＞が根付いていく。その部分を重視することが、存在を尊重する為に不可欠のものなのである。

この点を踏まえ、最後に、転換期にある社会福祉が重視すべき点を確認し、今後の課題として提示する。

（2）一人一人の意味としての福祉を創る

以上の考察において、＜我々が保障すべきであり、保障し得る範囲のものとしてある自己決定＞、つまりは＜自己決定を保障する我々の側の優位＞が問われぬまま残されている制度の中で縮小化された「自己決定」が、＜存在の尊重＞を追求する立場においてはどのように不充分であるかを明らかにしてきた。それは、他人事の特別枠としての福祉が解体され、ひとりひとりの意味としての福祉が深められるべきだということ、そのために、それを具現させる場を重視し、創り出していく必要があるということである。そこにおける「自己決定」は、それを支え応答する側の意味と同時に存在するものとなり得る。

この社会において不利な状況にある者に対し、その「自己決定」を制度的に保障することと同時に必要なことは、それを受け止め応答していく土俵を、特別な場（専門家の領域）ではなくあちこちに創り出していくことであると、障害当事者のリーダー的存在の堤愛子は指摘している。「…介助を、労働として保障すべきだ」という運動も、今は盛んになりつつある。それは確かに大切なこ

とだと思う。…だが、私はあえて時期尚早ではないか、といいたい。障害者と健全者の個人的な『介助を媒介とした生活の重なり合い』を、まずあちらこちらで作り出すべきだ。そうすることで、車イスを押したり、盲人の案内をしたり、言語障害の人の言葉をじっくり聞いたり、ということが、誰にでもできるようになるだろう。そうなった時、社会は、かなり障害者を含んで回転していると思う。」
(堤〔1980：19〕)

もちろん、このような運動的側面に付随する負担を、障害のある人々に強制するわけにはいかない。例えば、人数の固定されたプロの介助者による安定した介助サービス供給が望ましいと考える人がいて当たり前である。しかし上記の主張の中には、恩恵を受けるという窮屈さからも自由になり、同時に、効率の制約の中で機能としてのみ利用し合うのではない出会いを創造していくために必要な観点が含まれていることは否定できない。

「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」の中の改革の理念には、サービスを提供する側とそれを受けける利用者という両者の関係以外について述べている部分もある。「⑦福祉の文化の創造－社会福祉に対する住民の積極的かつ主体的な参加を通じて、福祉に対する関心と理解を深めることにより、自助、共助、公助があいまって、地域に根ざしたそれぞれに個性ある福祉の文化を創造する。」²⁰⁾多くの一般の人々が福祉を特別なものと感じているような社会では、どんなに福祉サービスが整ったとしても、一人の人間の「サービス利用者」以外の側面を豊かにしていくことができない。しかし、「公助」の不備や責任逃れの部分を「共助」が担わされるという構図であってはならず、人々が関わり合いながら生きていくことの意味と価値を創造する積極的意義をもった「共助」が、「公助」からは独立した一定の領域を確保しつつ、安定した運営ができるような仕組みが

保障されなければならない。

その具体的な方策の一つとしては、NPOの意義を確立しつつ深めていくことがあると思われる。現在、特定非営利活動法人（NPO法人）に対する税制優遇措置の検討が、NPO議員連盟（加藤紘一会長）を中心に行なわれている。しかし現在のところ、介護保険枠内のサービスを提供する（収益事業を行なう）NPO法人には、法人税法上の優遇措置が全くない状態である。この点は早急の検討を要する課題である。今後NPOが、公的な枠組みの中の多様なサービス提供主体の一つとしての役割をも担っていくとしても、その枠組みから自由な領域でこそNPOの真価が發揮されるのであるから、その領域での堅実な歩みを支援しないような仕組みは、NPOがNPOたる所以、その存立理念を承認していないに等しい。NPOを通じて培われるであろう人々の意味としての福祉が、安価な労働力として搾取されることを許してはならない。介護保険への多様な主体の参入は、それぞれの多様さを活かし得る後ろ盾がない限り、「公的責任の後退」という批判が高まるのは当然であると言わざるをえない。

重要なことは、制度の中で縮小化された権利を保障すること以上に、枠組みや機能から自由な部分で独自の存在と存在が＜応答し合う場において生じる権利＞を重視していくこと、そのようなく場＞を創造していくことである。その＜場＞の具体的なありようを検討することは、今後の検討課題となる。

形式的な「自己決定」ありきではなく、その自己と共にいる者たちの意味としても、その決定が尊重されるような関係を重視していくことが、社会福祉という特別枠の弊害の部分を克服していくために必要であり、それが＜存在の尊重＞を志向することにつながる。ある一定の社会的基準を持たざるをえない社会福祉だからこそ、その基準や

価値と生活者としての個々人との間の分断を警戒しなければならない。このことが社会福祉独自の専門領域の深化とどのような関係にあるのかを解明することも、今後の課題としてある。

おわりに

本稿では、個人と社会とを結ぶく存在が生き生きと応答し合う場>を創っていくことと、それを枠組みや機能から可能な限り自由なままで守っていくことは、「自己決定」の尊重によって個人の尊厳を他者の不当な介入から守っていくことと同様に重要であること、そして前者なしには後者の孕んでいる危険が増大してしまうことを確認した。そのことは、一定の価値判断を伴う実践でもある社会福祉が、生活者として生きる人々の生活と分断されない価値や意味を内包しつづけるために重要な方向であり、変革期にある社会福祉において重要な観点であると言える。

註

- 1) 古川〔1995：40〕は、「社会福祉の一般化と普遍化の流れの中でこそ、社会福祉とは何か」という原理的な議論が必要であると述べており、示唆するところが多い。
- 2) 財団法人厚生問題研究会〔2000：18〕
- 3) 同上〔2000：10〕
- 4) 古川〔1998：23〕
- 5) 社会福祉法において「福祉サービス利用援助事業」として法定化された。
- 6) 1988年6月に中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会が発表した「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」のⅡ改革の理念から一部を引用。
- 7) 個人の欲求や希望がそのまま社会福祉のニーズとして認められるわけではないことにについての説明としては、岩田〔1999：84〕が端的で分かり易い。
- 8) 2000年10月14日の読売新聞によると、高齢者人口が都内最多（12万2千人）の世田谷区では、利用率が約6割（サンプル数120人、2000年4月分）であったと報告されている。
- 9) 社会福祉が「社会のゴール」への統合のベクトルを内包していることを踏まえたうえで、個人と社会の関係を検討していくことが重要だとする岩田〔1998：4〕は示唆するところが多い。
- 10) Len Barton〔1996：14〕は、医学的な用語で障害を持つ者達の存在を解釈し尽くすことが問題であり、大切なのは彼らの声が届くことであり、彼らに影響する決定に更に影響力をもった形で彼らが参加することであると述べている。さらに、障害に関わる社会の問題への人権的アプローチにとっては、障害を持つ者達が書き記し、歌い、演じることを通じて表現する彼ら自身の声に耳を傾けることが、重要な方法であるとも述べている点において示唆に富んでいる。
- 11) 能力主義と障害者差別の関係については、立岩〔1998：222-223〕に詳しい。
- 12) 例えば、母親による障害児殺害事件への減刑嘆願運動に対する抗議活動や、障害を理由に墮胎を認める条項を含んだ傷生保護法改定案に対する反対運動、更には、胎児に障害がある場合には人工妊娠中絶が念頭におかれた羊水検査への反対運動などを通じて、障害者が生きることを否定する社会の仕組みだけでなく、それと共に犯関係にある人々の意識を告発した。立岩〔1995：174-178〕に詳しい。
- 13) 横須賀〔1992：90〕
- 14) 岡村〔1994：13〕
- 15) Colin Barnes, Geof Mercer and Tom

- Shakespeare [1999 : 173-181]において、アメリカとイギリスの障害者運動の代表性に関する問題が指摘されている。そこでは、障害者運動においては当初から、比較的若くて行動的な身体障害や感覚障害の人々が中心的であり、老人や女性、黒人などあらゆる属性を持った障害者全体を適切に代表するものとして機能しているわけではないと述べられており、興味深い。
- 16) 被差別者同士が対立させられる構図の追究として、上野〔1996 : 204〕が興味深い。そこでは、階級、性別、民族、障害などの被差別たりうる社会的変数を用いて「複合差別」を分析している。上野によれば「複合差別」とは、「単に複数の差別が蓄積的に重なった状態をさすのではない。複数の差別が、それを成り立たせる複数の文脈のなかでねじれたり、葛藤したり、ひとつの差別が他の差別を強化したり、補償したり、という複雑な関係」であるという。
- 17) ここでは「自立生活」という言葉を、「重度の障害がありながら、従来の家族介護を拒否し、地域に独立した住まいを持って他人介助を活用しながら送る生活」というやや狭義の意味で用いている。
- 18) この言葉は、マリア・ミース〔1998 : 149〕から引用した。フェミニズムの主張もまた、女性が男性並になることや男性並に扱われることから、両者の関係の生成へと重心を移動させつつあり、障害に関する問題を考えていくうえで示唆するところが多いばかりでなく、この問題の普遍性を示していると考える。
- 19) この例としては、立岩〔1995 : 212〕にある。「兵庫・広島・福岡の青い芝の会が、電動車椅子は本質的には介助者の手を抜く健

常者の御都合主義だと主張して、電動車椅子を否定する方針を八一年一二月の第五回全国代表者大会に議案書修正案として提案し、受け入れられる。」

- 20) 註 6) に同じ。

文献目録

1. 主題的に取り上げた文献

小佐野彰 1998 「『障害者』にとって『自立』とは何か?」『現代思想』 Vol.26-2 青土社 79-80頁

『サリバン』 2000 2000夏号 健康と料理社 8頁
鈴木範夫 2000 「シビンと他人の手(福祉機器と介助)」『HANDS通信』 No.37 9頁

堤愛子 1980 「障害者の自立をめぐってーボランティアとの関わりから」『われら人間』 15号
身体障害者自立情報センター 19頁

横田弘 1974 「炎群ー障害者殺しの思想」 しののめ発行所 26頁

横田弘 1995 「火曜かわらばん」 no.373 障害者活動センター「きょうの会」

2. 研究文献

Barnes, Colin. Mercer, Geof. Shakespeare, Tom. 1999. *Exploring Disability*, polity press. pp.173-181.

Barton, Len. 1996. Sociology and disability: some emerging issues *Disability & Society: Emerging Issues and Insights* Addison Wesley Longman Ltd. p.14

古川孝順 1995 『社会福祉概論』 有斐閣 40頁

古川孝順 1998 「社会福祉21世紀への課題」『社会福祉21世紀へのパラダイム』 23頁

岩田正美 1998 「<個人>と<社会>, その統合としての社会福祉の諸概念—社会福祉学原論ノート」『人文学報』 No.291 4頁

岩田正美 1999 『ウェルビーイング・タウン』 社

- 会福祉入門』有斐閣アルマ 84頁
(財団法人) 厚生問題研究会 2000 「社会福祉法
等一部改正法の成立について 概要」『厚生』
第55巻7号 中央法規出版 10、18頁
- ミース、マリア 1998 「自己決定－ユートピアの
終焉？」『現代思想』後藤浩子訳 Vol.26-6
青土社 149頁
- 岡村達雄 1994 「自己決定権とは何か－法と現実
の間で考える」『ノーマライゼーション研究』
関西障害者定期刊行物協会 13頁
- 立岩真也 1995 「はやく・ゆっくり-自立生活運
動の生成と展開」『生の技法』藤原書店
174-178頁
- 立岩真也 1998 「1970年」『現代思想』 Vol.26-2
青土社 222-223頁
- 上野千鶴子 1996 「複合差別論」『岩波講座 現代
社会学15 差別と共生の社会学』 204頁
- 横須賀俊司 1992 「『障害者』の自立と自立生活
センター」『ノーマライゼーション研究』関
西障害者定期刊行物協会 90頁